

不使用取消審判

	事務手数料	手数料(税込)	印紙代	源泉税	源泉なし合計	源泉後合計
区分1つ	¥82,000	¥86,100	¥55,000	¥8,200	¥141,100	¥132,900
区分2つ	¥132,900	¥139,545	¥95,000	¥13,290	¥234,545	¥221,255
区分3つ	¥182,700	¥191,835	¥135,000	¥18,270	¥326,835	¥308,565

- ・ 審判請求前調査をご依頼頂いた案件につきましては、当該調査費の50%を上記事務手数料から差し引きます。
- ・ 相手方からの答弁がなく、審理が終了した場合には成功報酬は無料です。
- ・ 相手方からの答弁に対し、弁駁書を提出する場合には弁駁書作成料46,200円(消費税込)がかかります。
- ・ 口頭審理に持ち込む場合や本件と併行して交渉等を行う場合には別途費用(5万円~)がかかります。
- ・ 弁駁書の提出、口頭審理又は交渉の結果、請求認容の場合には成功報酬として上記事務手数料の50%がかかります。

審判請求前調査

ご記入頂いた相手方の商標登録以外にも審判請求に必要な商標登録が存在しないか調査します。

	調査費用	消費税	合計
類似群1つ	¥25,000	¥1,250	¥26,250

- ・ 類似群の先頭2桁が同じ類似群の調査を追加する場合、5千円の追加となります。その他の類似群が複数の場合については別途お問い合わせください。

使用調査

調査会社を利用して具体的に相手方が実際に使用しているか否か調査します。

具体的な費用につきましては、事案に応じて見積書をお出し致しますので、別途お問い合わせください。